会 議 録

名 称 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会第2回小委員会

日 時 令和4年11月8日(火) 午前10時01分~午後0時13分

場 所 世田谷区役所 第1庁舎5階 会議室(オンライン開催)

出席委員 斉木秀憲 山田健太 土田伸也 髙山梢 山辺直義 中村重美

説明員等 区政情報課長 末竹秀隆 区政情報課区政情報係長 小田純也

事 務 局 総務部長 池田豊 区政情報課長 末竹秀隆

区政情報課区政情報係長 小田純也 区政情報課区政情報係 立石雄太 西條真規

審議事項:個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等について

会議次第

(1)報告事項

改正個人情報保護条例改正(素案)に対するパブリックコメント区民意見(概要)について

(2)審議事項

条例要配慮個人情報の制定(案)

死者の情報に関する開示請求基準(案)

個人情報保護管理基準(案)

外部委託等の審査基準(案)

開示請求手続の本人確認書類(案)

その他

1.開 会

委員長 定刻になりましたので、ただいまから世田谷区情報公開・個人情報保護審議会第2 回小委員会を開会いたします。

審議に入る前に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

区政情報課長 おはようございます。区政情報課長、末竹でございます。本日は、皆様、大変お忙しいところ、審議会第2回小委員会に6名全員御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本日の資料につきましては、メールで送信しました資料となります。会議次第から資料全部をPDFファイルにまとめた全61ページとなっております。

なお、資料に一部誤記があり、申し訳ございませんが、この場で訂正させていただきます。資料1ページ、会議次第の2(1)報告事項の件名でございますが、「改正個人情報保護条例改正(素案)」となっており、「改正」が重複してしまいました。正しくは件名の頭の「改正」を削除いただき、「個人情報保護条例改正(素案)」と訂正させていただきます。なお、次の2ページの資料の件名も同様でございますので、併せて訂正させていただきます。

また、同じ2ページの資料の4、意見件数でございますけれども、内訳の上から3行目、条例要配慮個人情報についてが6件となっておりますが、正しくは5件となります。これに伴いまして、件数の合計も63件から62件に訂正させていただきます。同様に、4ページの表のNo.3、条例要配慮個人情報についての件数につきましても、6件から5件に訂正させていただきます。

それでは、皆様、本日も忌憚のない御意見、御審議のほど、どうぞよろしくお願いします。

事務局からは以上でございます。

2.議事

(1) 報告事項

個人情報保護条例改正(素案)に対するパブリックコメント区民意見(概要)について 委員長 それでは、議事に入ります。まず報告事項から行います。

個人情報保護条例改正(素案)に対するパブリックコメント区民意見(概要)について、事務局から説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の右上のページ番号、2ページ、資料No.2を御覧ください。なお、本日は資料の右上のページ番号にて説明いたしますので、あらかじめ御承知おきください。個人情報保護条例改正(素案)に対するパブリックコメント区民意見(概要)でございます。こちらの資料は、前回の小委員会の折、区民意見はどのようものがあったのでしょうかと委員からお声が上がっておりましたので、取り急ぎ御用意したものでございます。意見の一部において、文言の整理が十分でないところもあるかと存じますが、現時点での資料ということで見ていただきたいと考えております。今後、区民意見に対する区の考え方について検討及び調整を図りまして、令和5年2月の公表に向けて作業を進めることにしているところです。

(中略)

報告事項の説明につきましては以上でございます。

委員長 それでは、報告事項につきまして、質問などはございませんでしょうか。よろしい でしょうか。 それでは、報告を了承し、議事を進めていきたいと思います。

(2)審議事項

条例要配慮個人情報の制定(案)

委員長次に、審議事項に移ります。

まず、条例要配慮個人情報の制定(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、9ページ、資料No.3を御覧ください。条例要配慮個人情報の制定(案)でございます。こちらは、前回の小委員会におきまして、かなり時間を割いて、様々な観点から委員の皆様に御議論いただいたところでございます。

最初に、前回の小委員会での御議論の状況について、大まかにおさらいをさせていただ きたいと考えております。

まず、当初、国としては、法に書かれている地域の特性という部分を大変強調していました。その後、国から具体的に出てきたのが、条例を制定しているかという立法措置があるかということが1つの判断材料になることを明らかにし、さらに、自治体としての政策的な色合いを含めて、必要なものであれば、条例要配慮個人情報として規定することを妨げないということがやっと具体的に示されました。国の考えが早い段階で明確になっていれば、審議会にこういった情報を提供し、御審議いただけたものと考えておりますが、事

務局としてもつかみ切れなかったことから、改めて情報提供と併せて検討いただければと 考えているところでの趣旨について説明しました。

続いて、委員のほうから、これまでの審議会の考え方の確認等がありまして、条例要配慮個人情報の扱いについては、3つの理由、1つ目は、法律でカバーできる可能性が高い、2つ目は、具体的な事例が出てきたときに対応すればよい、3つ目は、事務の取扱いが難しい可能性があり、規定するとしたら、相当踏み込んできちんと決めなければいけないが、なかなか難しいことから審議会としては答申では見送りという判断をしたことをこの間の議論のまとめとして確認いただきました。引き続き委員から、その上で区としては、多様性条例があるということをもって具体的な立法事実があるという事務局判断からすると、前回提示された形で条例要配慮個人情報を具体的に規定することについてはあり得るのだろうというお考えもお示しいただいたところであります。

しかしながら、大きく3つあるとおっしゃっていただいた3つ目の事務の取扱いが難しいという点においては、解決という具体的なものにはなっていないですねという重要な課題についても御提起いただいて、その中で、特にドメスティック・バイオレンスを項目とする事務の取扱いにおける課題等を具体的にお示しいただいたところでございます。それに対して、事務局としては、条例に規定されている項目を一部抜いてしまうと、かえって説明が難しくて、立法措置の項目については重く受け止めなければならないと考えていることをお伝えしました。

また、条例ということでは、多様性条例の中での定義として、第2条第7項でドメスティック・バイオレンスがありまして、配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力のことをいうということ、さらに、国に照会する中では、立法措置があるかということはすごく大きな柱であるということも併せて報告させていただきました。

また、委員のほうから、条例要配慮個人情報の規定を入れた場合、現状の取扱いとは具体的にどう変わるのかという確認がありまして、事務局からは、改正法の規定にファイル簿というものがありまして、その様式の中で、要配慮個人情報という項目がありますが、仮に条例要配慮個人情報を定めた場合には、条例要配慮個人情報の記載も必要になると説明しました。また、個人情報に係る漏えい等の事故があった場合は、国の個人情報保護委員会に報告する必要があり、こちらは要配慮個人情報を報告せよとなっていることに加えまして、条例要配慮個人情報を制定した場合も報告せよとなっている旨を説明させていた

だきました。

引き続き委員から定義規定に関する確認や議会の質問の状況などのやり取りを様々な観点から行っていただきまして、委員長に、条例要配慮個人情報に入れる範囲も恐らく立法措置としての多様性条例が一致しないと混乱が生じてしまうというところで整理をしていただいたところでございます。その後も条例要配慮個人情報を規定するとの方向性はよいとしつつも、定義規定に関するやり取りが続いて、概念の明確性がポイントである旨のお話もいただいたところでございます。

前回のおさらいはこのようなところでございます。

こうしたことから、本日、定義規定に関する資料をお示しする必要があると考えまして、条例要配慮個人情報の制定(案)として、条例素案に条文を追加することを想定し、 作成したところでございます。

条文の見出しにつきましては、条例要配慮個人情報としております。

条文に移りまして、「法第60条第5項の条例で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とするものとする。」、(1)国籍、(2)性的マイノリティ(世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例第2条第6号に定める記述をいう、

(3)ドメスティック・バイオレンス(多様性条例第2条第7号に定める記述のうち、法 第2条第3項に該当しないものをいうとした内容でございます。

なお、文言の表記につきましては、条例の審査など、法制執務に協議する必要がございますので、一部が変わる場合があることをあらかじめお伝えさせていただきます。

長くなりましたけれども、説明につきましては以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの件につきまして、質問などはありますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、この件につきましては了承することといたしますが、条例要配慮個人情報に関する事務運用などについて混乱が生じないよう、関係所管課ときちんと内容を詰めていただくとともに、職員への周知もきちんとしていただくように要望しておきたいと思います。

死者の情報に関する開示請求基準(案)

委員長 それでは続きまして、世田谷区死者の情報に関する開示請求基準(案)について、 事務局より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、10ページ、資料No.4を御覧ください。こちらは前回、死者の情

報に関する開示請求基準のたたき台としてお示しし、今回、案としたものでございます。

前回の振り返りをさせていただきますと、現行条例の考え方を横引きでたたき台を作成した旨の説明をさせていただきました。委員のほうから、現行の基準で運用していて、これまで何か不都合が事務上あったのかという御質問もございました。それに対して、事務局からは、基準に該当していないものを求めたいという方は実務上あり、例えば介護保険における認定内容や認定審査会の議論の内容等を求められることがございました。現行の条例ですと、個人情報と生存する個人であり、死者の情報は生存する個人と同じように扱うことができず、ある種、一身専属にはなってくるので、その部分は開示請求できませんとお伝えし、御納得はされないが対応しているといった説明をしました。加えまして、弁護士会による弁護士法に基づく照会であれば、法令に基づいて、個人情報、死者の情報を含めて出せる場合があり、区民の方にとっては時間とお金もかかりますが、それによって外部提供することがあるという実務も併せて確認したところでございます。

こうしたことから、世田谷区死者の情報に関する開示請求基準(案)として作成したと ころでございます。

説明につきましては以上でございます。

- 委員長 それでは、ただいまの件につきまして、質問などはありますでしょうか。よろしい でしょうか。
- 委員 この基準は法形式は何になるんですか。規則ということですか。単なる内部基準とい うことですか。
- 区政情報係長 死者の情報の開示請求基準は今までもあったんですけれども、今回、改正法 でなくなるということがありましたので、こちらをほぼ横引きにさせていただいてはいま すけれども、存置という形にしております。

この間の国のやり取りを拝見する中では、規則ではなかなか難しいと区では捉えておりますので、 委員に最後におっしゃっていただいた内部規定といいますか、行政間の内部規定の中での基準の取扱いということを現在は想定しております。

なお、ほかの自治体ですと、死者と生存する個人を同視できないような部分につきましては、別途、自治体で条例をつくるということがありますので、それは条例をつくって

医療の関係の介護基準ですとかは一身専属でございますので、今回、国がいう死者 の基準には該当しませんので、別途条例を定めるということになっています。世田谷の場 合は、その部分の条例を定める予定はないんですけれども、そのような取り巻く状況でご ざいます。

- 委員 そうすると、資料No.4で出てきている内容の中で、今後、条例化される部分は出て くるということですか。
- 区政情報係長 資料No.4につきましては、死者と生存する個人が同視できるような部分の 基準になりますので、条例にはいかないということで、内部基準止まりになっておりま す。これは国が定める法の枠組みの中での対応ということですので、条例化はせずに、内 部規定のレベルでいきます。ただ、ここからはみ出るような、死者の個人情報と同視でき ない情報につきましては、他自治体は条例で定めることを国は許容しているところでござ います。混乱させてしまって申し訳ございませんでした。

委員 ありがとうございました。

内部基準ということですが、それに関連して、幾つか確認したいと思いますけれども、最高裁判例なんかを読んでいると、この種のものについては、法的性格を考えるときに、制定のプロセスで、民主的なプロセスを経たかどうかによって、内部規範であっても外部規範化するということはあるんです。この基準自体は民主的なプロセス 要するに、パブリックコメントのことですけれども、この基準自体、パブリックコメントに付したりするのかどうかということが1点です。それから、この基準自体は先ほど内部基準だということでしたけれども、公表はするという理解でよろしいのか。この2点です。

何でこの 2 点を伺うかというと、結局、内部規範だといっても、一たび紛争になれば、 外部規範化する可能性があるので、そのあたりの見極めをするためです。

区政情報課長 パブリックコメントにつきましては、基本的には条例のもの以外は、内部基準においてパブリックコメントを実施するということは想定しておりませんので、今回の死者の情報に関する開示請求基準についてのパブリックコメントの予定はございません。 けれども、まずは小委員会の御意見等を踏まえて、審議会の答申の中に記載していただいて、それをもって私どもとしても内部管理の基準として定めて、さらに、対外的には区のホームページ等で公表するということはきちんとやっていきたいと考えております。

委員 ありがとうございました。

公表していると、その分、内部規範が外部化する可能性は高まるので、法規としての性格を持っていくんだろうと思います。そのことだけコメントさせていただきます。どうもありがとうございました。

区政情報課長アドバイス、ありがとうございます。受け止めていきたいと思います。

- 委員長 これは一応、内部管理基準という形なんですね。通達化というイメージではないで すか。
- 区政情報係長 正直、 委員におっしゃっていただいた内容は、実は私たちも悩んでいるところでございまして、国の個人情報保護委員会に照会を複数かけているんですけれども、そのうちの一つの事項とさせていただいております。今回、死者の情報の権利を制限したり、付与したりということはありますので、内部規定レベルで本当にいいのかどうなのかという趣旨で聴いております。そこで、制定する場合につきましては、条例、規則の委任を受けた要綱、基準のレベルでもよろしいでしょうか、委任を受けた規則で制定することは必須でしょうかという質問をしているところなんですけれども、その部分につきましては、法令に抵触しない限度で適切に御判断くださいという回答がございましたので、ノーとは言っていないというところでございました。

委員におっしゃっていただいているとおり、今回、公表は、もちろん私たちのほうでさせていただく予定にしていますので、公表すると、それが実際の基準になっていって、外部的な基準になっていくということで、レベルがどんどん上がっていくのかなと感じているところでございますけれども、現時点では内部規定ということで考えているというのが実直な意見でございます。

委員長 そのほかに御質問などはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、この件につきまして了承したいと思います。

個人情報保護管理基準(案)

- 委員長 議事を進めます。続きまして、個人情報保護管理基準(案)について、事務局より 説明をお願いいたします。
- 区政情報係長 事務局、小田でございます。本日もお付き合いのほど、よろしくお願いいたします。こちらからが今回の小委員会の中枢を占める部分になりますので、長い部分になりますけれども、説明させていただきますので、御審議のほど、よろしくお願いできればと思っております。

資料No.5、個人情報保護管理基準(案)ということで、今回、案をお示しさせていただいております。前回の小委員会の中で、国が示しました改正法第66条を受けた指針ということで、事務対応ガイドでもございましたので、前回は指針をつけさせていただき、雑駁ではあったんですけれども、こういうことを国は求めています。こちらを受けまして、

安全管理に関する基準を定める必要がございますので、おのおのの自治体が定めるといったところで、世田谷としても落とし込みはどういうふうにするのかというところが、今回、第2回小委員会でご審議いただくということを説明させていただいたものでございます。

今日の資料、第1回小委員会資料、資料集がもしありましたら、改正後の66条も横に見ていただきながら、御審議に加わっていただけると幸いでございます。

資料No.5のページの構成としましては、右上の12ページから39ページまでで、ちょっとボリュームのある内容です。39ページは白紙であるんですけれども、これは紙で発行することも想定しておりまして、とじる関係で白紙になっているということで御承知おきいただければと思います。

では早速ですけれども、中身に入らせていただきます。

13ページ、14ページに目次を立てております。目次がないものを事務局でも作成していたんですけれども、今後、全所管でも見ていくことになってまいりますし、すぐに分かる状態にしたほうがいいのかなというところで、私のほうで目次を入れた構成で構築してございます。

第 1 から第12までございまして、順を追って説明させていただきますけれども、14ページの最後に別紙と参考をおつけして結んでいる構成にしております。

おめくりいただきまして、15ページを御覧いただければと思います。第1、趣旨でございます。この基準は、来年4月1日に施行される法と条例の規定等を踏まえ、必要かつ適切な措置として基準を定めるものであります。資料集の66条を見ていただきつつ、第1回小委員会の資料がもしおありでしたら、右上9ページ、資料No.4(別紙1)、素案を御覧ください。第3条第2項「実施機関は、法第66条に規定する措置を行うため、規則で定めるところにより必要な基準を整備しなければならない。」とございまして、66条と改正条例第3条第2項の規定を踏まえながら対応していくという位置付けですので、本基準は規則レベルのものとなってございます。

2 段落目は、国が言っている内容をそのまま書いておりまして、3 段落目、電子計算機を用いて保有個人情報を取り扱う場合、これは昨今、非常に増えていますし、これからも増えていくことが想定されるんですけれども、世田谷区におきましては、電子計算組織の運営に関する規則で情報セキュリティポリシーを定めております。こちらでセキュリティ対策を講じた上でリスクヘッジしていますので、遵守すべきということも書かせていただ

いております。

最後に、なお書きですが、先ほど66条の指針がございましたけれども、こちらが改定されることがきっとあるかと思いますので、見直すことがあり得るということも記載してございます。

- 第2、個人情報保護管理体制でございます。1の総括個人情報保護管理者は、総務部を 担任する副区長を現在想定しております。
- 2、個人情報保護管理者は、各課に1名置き、課長をもって充てることを想定してございます。

おめくりいただきまして、16ページ、3、個人情報保護担当者は、保有個人情報を取り扱う各課に当該課の個人情報保護管理者が指定する個人情報保護担当者を置く。庶務担当係長になることを想定しておりますけれども、そういった方を充てることを想定しております。

- 4、個人情報保護監査責任者は総務部長を充てることを想定しております。
- 5、個人情報保護管理委員会は、国の個人情報保護委員会とちょっと似ているんですけれども、区の内部的な委員会を想定しております。総括個人情報保護管理者は副区長を想定しておりますが、個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため、この委員会を設けまして、定期に又は随時に開催します。また、これは国の指針でもあるんですけれども、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることができる委員会構築を想定しております。
 - 第3、職員の責務でございます。詳細は割愛させていただきます。
- 第4、教育研修は、前回お示ししたとおりの内容でして、特段、大きいところはありませんので、割愛をさせていただければと思います。
- 第5、保有個人情報の取扱いでございます。基本的には、指針を横引きにしながら、数字を分かりやすさ重視で書かせていただいているつくりです。1、アクセス制限、2、複製等の制限、3、誤りの訂正等、おめくりいただきまして、4、媒体の管理等、5、誤送付等の防止、6、廃棄等、7、保有個人情報の取扱状況の記録、8、外的環境の把握ということで、第5は8点ございます。こちらは指針に基づきながら、横引きさせていただいた部分でありますけれども、こういったものを個人情報の取扱いとして措置を取るという項目になっております。

第6、情報システムにおける安全の確保等でございます。1、アクセス制御、2、アク

セス記録、3、アクセス状況の監視、おめくりいただきまして、20ページ、4、管理者権限の設定、5、外部からの不正アクセスの防止、6、不正プログラムによる漏えい等の防止、7、情報システムにおける保有個人情報の処理、8、暗号化、9、記録機能を有する機器・媒体の接続制限、おめくりいただきまして、21ページ、10、端末の限定、11、端末の盗難防止等、12、第三者の閲覧防止、13、入力情報の照合等、14、バックアップ、15、情報システム設計書等の管理でございます。事務局のほうで数字は少しいじっていますけれども、内容は変えていないところでございまして、横引きさせていただきながら、情報システムにおける安全の確保等を講ずるべきということで、この基準に盛り込ませていただいてございます。

第7、情報システム室等の安全管理でございます。 1、入退管理、おめくりいただきまして、 2、情報システム室等の管理でございます。こちらも国の指針どおりの記載をさせていただいております。

第8、保有個人情報の利用及び提供でございます。こちらは少し区のほうで追記している部分がありますので、詳細に説明をさせていただければと思います。

2点ありまして、1、保有個人情報の提供における必要な手順ということで、個人情報は、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り保有するものであり、利用目的はできる限り特定しなければならず、その利用目的を超えて保有個人情報を利用又は提供することは原則として禁止されています。

改正法の話でもありますけれども、法第69条に利用と提供の規定がございます。法第69条に定められている場合のみ利用又は提供が可能となりますので、そちらをしっかり書きたかったということになります。今までは法令に定める場合ですとか、本人同意があればですとか、条例なり事前一括承認基準なり、様々ありましたけれども、今回は事前一括承認基準が使えないということもありまして、改正法第69条の利用、提供の制限の条文一本勝負となりますので、こちらを遵守してほしいということを基準に盛り込ませていただきました。法第69条に定められている場合のみ利用又は提供が可能となるため、利用又は提供を求められた場合、同条に照らし合わせて、その可否を適切に検討しなければならないとしております。

各課の個人情報保護管理者は、利用又は提供を行うに当たり、情報公開・個人情報保護 審議会の意見を踏まえ、区として作成した審査基準を用いて、その可否を判断すると書か せていただいております。各課の個人情報保護管理者につきましては、利用、提供は様々 なケースがあると思いますので、審査基準のチェックシートを取りまとめていただいて、 総括個人情報保護管理者宛てに提出するということで、総務部を担任する副区長を想定し ております。実際には区政情報課長に出てくることになるかと思うんですけれども、提出 することを義務付けたいと思っております。

なお、69条につきましては、制限に関する規定でございますので、仮にこれが可能ということがあったとしても、何でもかんでも出すということはよろしくありませんので、安 易な利用、提供の注意喚起をしているところでございます。

- 2、保有個人情報の提供における特別な措置でございます。(1)個人情報保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、上記のとおり、審査基準に基づき可否を判断するほか、法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面を取り交わすことが必要であると記載しております。
- 第9、個人情報の取扱いの委託でございます。こちらも我々事務局のほうで追記した部分がありますので、丁寧に説明させていただければと思います。
- 1、業務の委託等でございます。(1)個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託 ()する場合には、個人情報を取り扱う業務の外部委託基準(別紙1)に則り行うということです。

の説明をさせていただければと思います。24ページの上のほう、「『委託』とは、契約の形態・種類を問わず、実施機関が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう」ことですので、形態・種類を問わず、外部にお願いして個人情報を取り扱わせた場合は委託の概念に入っていくということで、世田谷も同じなんですけれども、かなり広い概念を採用しているということを御承知おきいただければと思います。

その場合には、個人情報を取り扱う業務の外部委託基準にのっとりましょうと我々が別紙1で書かせていただいております。28ページに移っていただければと思います。別紙1 (第9関係)、個人情報を取り扱う業務の外部委託基準ということで作成しております。

1、外部委託における基本的な考え方ですが、(1)委託する個人情報の項目を特定し、必要最小限度の範囲で取り扱わせることができる状態で委託を行いましょうということです。こちらは今までの審議会の中でも、審議のポイントとしてございました。また、国の中でも、限度をしっかり把握しながら、必要最小限度という話はしていますので、そ

ちらを基準として入れているところでございます。また、必要に応じて仮名・匿名化も検 討することと書いております。

- (2)委託先(再委託先を含む。以下同じ。)が本基準における外部委託における条件を遵守できる者であることを確認しなければならないという義務を設けております。
- (3)委託する業務に電算処理に係る業務が含まれる場合においては、電算処理の外部委託基準を満たしていなければならない。現在、委託の場合につきましては、大きく分けてマニュアル処理と電算処理の2パターンございますが、手作業で個人情報を取り扱う場合は、マニュアル処理の特記事項を遵守させます。一方で、パソコン等、システムで加工しながら使っていく場合は電算処理になりますので、電算処理の特記事項を守っていただくという、二足のわらじを履いている部分でありますけれども、昨今、電算処理は多いですし、今後も増えていく可能性がありますので、継続して電算処理を使う場合は、電算処理の外部委託基準を満たす必要があるという制限をかけております。
- 2、外部委託における条件でございます。個人情報を取り扱う業務を外部委託する場合においては、次に掲げる事項を当該委託の条件としなければならない。各案件の具体的内容については、個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項に示す。なお、特記事項を付さない(契約を締結しない)委託を行う場合においても、必ず同条件を付さなければならないことに留意することを注意喚起しております。黒ポチが9つございますが、条件としているものになってございます。以上が別紙1の説明でございました。

ページが行ったり来たりで申し訳ないんですけれども、23ページにお戻りいただければと思います。個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。なお、委託する業務に電算処理に係る業務が含まれる場合においては、電算処理の外部委託基準(参考1)にのっとり、必要な措置を講ずると書かせていただいております。

31ページ及び32ページの参考1を御覧ください。区のDX推進担当課が平成20年に作成したものでございますが、電算処理の外部委託基準を満たすべきということを規定しております。

第1、目的でございます。電算処理に関わる業務を外部委託する場合において、世田谷区の定める情報セキュリティ水準を確保するため、世田谷区情報セキュリティ対策基準ポリシーと言われています に基づき、委託先による業務の遂行を契約等により適切に管理する必要がある。

第2、対象者、第3、外部委託先の管理は見ていただければと思います。

第4、外部委託契約における条件は、電算処理を外部委託する場合においては、次に掲げる事項を当該契約の条件としなければならない。なお、各契約条件の具体的内容については、別紙、電算処理の業務委託契約の特記事項に示すとなっております。黒ポチの部分が条件となってございます。

23ページにお戻りいただければと思います。また、契約に際しては、次に記載する から までの事項を明記した個人情報を取り扱う業務委託の特記事項(別紙2)又は電算処理の業務委託契約の特記事項(参考2)に記載されている内容を相手方に遵守させなければならないと書かせていただいております。24ページの中頃の から を引用しております。

特記事項の話が出ましたので、少し説明をさせていただければと思います。現在、マニュアルと電算の特記事項があるという話をさせていただきましたが、そもそも基準というものがあります。マニュアルの基準 今回は包含する形で外部委託基準と大きい基準にしている部分がありますけれども、立てつけとしましては、個人情報を取り扱う場合は、外部委託基準を全体として守っていただいて、電算処理の場合は電算処理の基準も満たさなければいけないという立てつけにしております。マニュアルの場合につきましては、先ほど見ていただきました別紙1に外部委託基準がありまして、別紙2が具体的な特記事項でございます。現在の特記にかなり追加した部分もありますけれども、修正したバージョンで、16点掲げてございます。現在の特記事項は、資料集の11にあるかと思いますので、比較して見ていただければと思います。11は現在のマニュアルの特記事項になっておりまして、8項目挙げております。今回は16項目挙げていますので、かなり増えています。指針に応じて増やして、より分かりやすくしている部分もありますけれども、そのような構成に修正しております。

- 1、秘密保持義務は、元々あったものです。
- 2、目的外使用及び外部提供の禁止も、元々あったものです。
- 3、4、複写及び複製の禁止も、元々あったものです。
- 5、再委託の禁止は、国が示す基準がありますので、少し上乗せしている部分もありますけれども、元々あったものです。
- 6、安全管理体制等の通知は、今までのマニュアルの特記事項ではありませんで、新た に設けたものになっております。受託者は、当該委託契約の締結後、直ちに以下の文書を

区に提出しなければならない。提出後に内容の変更があった場合も同様とする。(1)個人情報保護に関する社内規程又は基準。(2)以下の内容を含む従業者名簿。(3)委託業務に係る実施スケジュールを明記した文書ということで、国のほうで設けてほしいという指針がありましたので、追加しているという立てつけにしております。

30ページにお移りください。 7、 8、 9、安全管理措置の実施につきましては、11の現在の特記事項ではございませんので、新たに追加したところが一部あります。

- 10、委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却につきましては、返還はありましたけれども、細かく書いて、少しアップデートしている形になっております。
 - 11、個人情報の漏えい等の対応は、元々ございませんでした。
- 12、13、監査、施設への立入検査の受入れでございますが、今までの特記事項でいきますと、7、立入検査及び調査がございました。今回は監査の文言も出ていますので、内容をちょっと変えさせていただきながら、指針に則った形にしているということで、受託先に区が入ることを想定させるということをしております。
 - 14、委託業務の報告は、元々ありましたので、残しております。
- 15、契約解除及び損害賠償は、現在の特記事項にはございません。恐らく約款等でつける場合に、そちらであればということでなかったのかもしれません。重複してもというところもありますが、国の指針の中にありましたので、特記事項にも入れているという修正をしております。

最後に、16、書面主義の原則ということで、特段の定めがない限り、原則として書面に より行うものとするとしております。

修正版たたき台の個人情報を取り扱う業務委託の特記事項、マニュアル版ということで 御理解いただければと思います。

また、先ほど見ていただいた31ページ、32ページで、電算を使う場合は外部委託基準も守る必要があるということになります。33ページから38ページまでが、参考 2 、電算処理の業務委託契約の特記事項としております。こちらは今、D X 推進担当課と区政情報課で協議を進めておりまして、電算処理の特記事項はほとんど変わらないのかなという両課の感覚はあるんですけれども、詳細は若干動いていく部分があると考えております。現状はこういったものですということで、今回お示ししていると御理解いただければと思います。

お戻りいただきまして、23ページ、最後の段落でございます。各課の個人情報保護管理

者は、外部委託を行うに当たっては、第8(保有個人情報の利用及び提供)の方法と同様に、情報公開・個人情報保護審議会の意見を踏まえ、区として作成した審査基準を用いて、その可否を判断した後、各審査基準を取りまとめ すみません、こちらは誤謬でして、「個人情報保護監査責任者」となっておりますが、22ページと同じで「総括個人情報保護管理者」でございますので、訂正しておわび申し上げます。なので、こちらを取りまとめて、第8の保有個人情報の利用及び提供と同様に、委託も各課長は副区長宛てに提出するという立てつけを考えているところでございます。

おめくりいただきまして、24ページに移ります。先ほど契約書を取り交わさない話をさせていただきましたけれども、留意しましょうということでございます。加えて、委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合は法違反の可能性が十分にありますので、適切な対応を心がけよということを書いております。

- 先ほど申し上げました - から - までの内容は、最低限入れているところでございます。

(2) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には必要最小限でなければならない、(3) 少なくとも年1回以上、実地検査をしてほしい。これは今までなかったので加えております。

25ページに移らせていただきます。 2、その他です。保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等、その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずると書いております。

以上が第9の個人情報の取扱いの委託でございました。

第10、情報セキュリティの確保でございますが、指針どおりの書き方です。

第11、安全管理上の問題への対応でございます。 1、事案の報告及び再発防止措置、おめくりいただきまして、26ページ、2、法に基づく報告及び通知でございます。 1 につきましては、基本的には指針横引きでございましたが、2 は、より分かりやすいように事務局のほうで補足した記載にさせていただいております。法第68条第1項の規定による次に記載の(1)から(5)までのいずれかに該当する漏えい等が起こりましたら、個情委に報告と本人通知を行うんですけれども、並行しながら、所定の手続を行いましょうということで、詳細に書かせていただいたところでございます。

(1)要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそ

れがある事態。

- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏 えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態。
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態。
- (4)保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態。
- (5)条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生した おそれがある事態、ということで、第60条第5項の条例要配慮個人情報がない自治体が大 多数を占めると思いますけれども、世田谷の場合は、御審議いただいたとおり、制定する 方向で考えておりますので、国への報告、本人通知の義務が課されるところでございま す。今回の指針では、ここまで細かくなかったんですけれども、事務局のほうで政令で定 めている内容も鑑みながら、分かりやすいように追記したところでございます。
- 3、公表等でございます。法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講ずる。こちらは国の指針どおりでございます。

最後に、27ページにお移りいただきまして、第12、監査及び点検の実施でございます。 こちらも国の指針どおりの書き方にしております。

1、監査でございます。個人情報保護監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第2から第11までに記載する措置の状況を含む当該実施機関における保有個人情報の管理の状況について、定期に、及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括個人情報保護管理者に報告する。

2 の点検でございます。個人情報保護管理者は、各課における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護管理者に報告する。

3、評価及び見直しでございます。総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずることを想定しておりますので、PDCAサイクルのように、個人情報の取扱いに関する監査が

終わってそれで終わりというわけではありませんで、回しながら、より改善をしていくと いうことを書かせていただきました。

基本的には、国が言いました法第66条から委任された指針を受けた内容を踏襲させていただきながら、世田谷区独自のものを追記させていただいている構成を取っているところでございます。

すみません、長くなってしまったんですけれども、資料No.5、世田谷区個人情報保護管理基準(案)の御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

斉木委員長 ありがとうございました。

第 1 から第12までと大変ボリュームがありますので、各項目ごとに御質問等を承るという形でよろしいでしょうか。

それではまず、第1の趣旨について御質問等はございますか。よろしいでしょうか。 それでは、第2の個人情報保護管理体制について御質問などはございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは、第3の職員の責務について御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

第4の教育研修について御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第5の保有個人情報の取扱いについて御質問等はございますでしょうか。よ ろしいでしょうか。

それでは、第6の情報システムにおける安全の確保等について御質問等はございますで しょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第7の情報システム室等の安全管理について質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第8の保有個人情報の利用及び提供について御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

恐らく、次の第9の個人情報の取扱いの委託が中心になるかと思いますので、先に後のほうをやってしまってよろしいですか。第10の情報セキュリティの確保について御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

第11の安全管理上の問題への対応について質問等はございますでしょうか。よろしいで しょうか。 それでは、第12の監査及び点検の実施について御質問等はございますでしょうか。

- 委員 ごめんなさい、第12じゃなくて、第11、26ページの一番下の公表等ですけれども、公表については、第1段落で事実関係の公表をすることになっていますが、公表制度それ自体については、通常は単なる事実行為であって、公表されたことによって、何か権利義務関係に変動が生じるわけではないというのが一般的な理解だと思います。特に法的な対応だから、公表された側からすると、なかなか取りにくい行為になるのですが、一たび事実関係が公表されることによって、関係者の権利利益を損なうことはあり得て、情報関係以外の事案でも、その種のことは起きているので、公表制度それ自体が駄目ということでは決してなくて、手続的に何か整備する必要はないのかというのが若干の疑問です。公表されると、公表内容が不利益的に作用することはあり得るので、そうすると、不利益処分の場合と同じような形で、仕組みによっては事前に相手方の意見を聴くとかしているところもあるのですが、そういった事前手続の整備は必要ないのかどうか、その点だけ気になりました。
- 区政情報係長 委員が行政手続法の観点からおっしゃっているとおりだと思います。結論から言うと、検討しなければいけないと考えておりますけれども、国が書いているものを横引きしている部分があるというところで、そのまま写しているところであったりします。ですので、実際、公表するかどうかはかなり大きい部分になってきますので、おっしゃっていただいたとおり、不利益処分になってくるのであれば、行政手続法上の聴聞手続ですとか、事前に話を聴きながら妥当性を検討するというところもあろうかと思いますので、検討しなければいけないと思います。実際には、国からさほど情報が出ていませんので、今後、来年4月以降、そういったものが起きましたら、国とも相談しながら、連絡を密にしながら、公表するかしないか、また、その方に伝えるか伝えないかといった具体の対応をすることは必須だと思ってございますが、現時点では、審査基準を策定して公表するかしないかというのは、なかなか書きづらい部分がありましたので、横引きしているところでございます。区としては、その部分はしっかり繊細に対応することは必須だと思っております。

委員 ありがとうございました。

委員 一番最後の第12の監査及び点検の実施に係るんですが、これとの関係で、16ページに 戻りますが、個人情報保護監査責任者の規定があります。「保有個人情報の管理の状況に ついて監査する任に当たる」は一般的な定めだと思います。問題は、第12の監査及び点検 の実施で、監査、点検を実施した後、評価及び見直しを行うと3に書かれていますけれども、通常の内部的な監査、いわば庁内的な監査をやり、点検を行い、それ以外のときには、各個人情報保護管理者 これは課長だそうですけれども、そこが事業の企画もするし、事業の内部的な審査基準に照らしてチェックをしていく、それでよしとなったら、報告をして進めていくという関係なんです。3、評価及び見直しで「必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる」とありますけれども、その際の審議会の関わり方については何も触れられていないので、ここはどういうふうな形になるのか。国の個人情報保護委員会なり、国の考え方は、できる限り自治体の審議会の権能は制約というか、あまり機能させないという趣があるようなんですけれども、実際に審査基準の定め方なり運用の内容に関わることがありますので、監査及び点検の実施と、それに関わる見直しの場合の措置に関わって、審議会がどういうふうに関わるのか。そこの考え方がもしあればお示しをいただきたいなと思います。

区政情報係長 もし資料がおありでしたら、10月26日に開催をさせていただきました第1回 小委員会資料を見ていただければと思います。7ページでございます。こちらは新たな個 人情報保護管理体制をどういうふうにしくかという案でございますが、個人情報保護委員 会はこういったものになるんじゃないかと、夏頃、私たちが考えたものを書かせていただいているものでございます。今回の説明と若干誤謬があるかもしれませんけれども、こういったものを考えておりました。

個人情報保護委員会ですけれども、総括個人情報保護管理者は、個人情報の管理に係る 重要事項の決定や連絡調整を行うため、必要があるときは、関係職員を構成員とする個人 情報保護管理委員会を定期に又は随時に開催する。個人情報保護管理委員会の役割につい ては、次のとおりとする。 個別案件の確認は、運用ルールに基づく細則(審査基準)に 基づき個人情報保護管理者(各所管課長)が実施し、基準に適合している旨を区政情報課 長宛て報告する。実際の文言は総括となっておりますけれども、区政情報課長に出してい くということが想定をされております。区政情報課長は、各個別事案の内容等を集約し、 個人情報保護管理委員会に報告するとともに、審議会に定期的に報告する。ですので、審 議会と完全に分離されるということは考えておりませんで、様々な運用を各所管課が7月 以降やっていきますので、実際の運用を事務局で把握してまいりますので、審議会とも共 有しながら、対応を一緒に行っていただくことを想定しております。具体的に審議会がど ういうふうにやっていくかというのはまだ想定していない部分がありますけれども、審議 会の皆様方から御意見をこれからもいただき、監査の手法ですとか評価のやり方ですとか そういったところも細かく教えていただき、評価を実施しながら、毎年見直していくこと を想定しております。ですので、まだ具体性に欠ける部分はありますけれども、審議会に 関与をしていただきながら、評価と見直しを区としても行っていきたいと考えているとこ ろでございます。

先ほどの第1回小委員会の資料ですと、 個人情報保護監査責任者による監査結果の報告を受け、個人情報保護の取組み状況全般を確認する。 各実施機関及び関係各課と適宜情報共有を図る。各課で情報共有しながら、同様の個人情報の誤りですとかそういったものがないように、レベルをみんなで上げていくことを想定しております。以上のことから、審議会の関与は一定程度想定しております。

事務局からは以上でございます。

委員 ありがとうございました。

委員長 第12でほかにございますか。よろしいですか。

それでは、最後に残しました第9の個人情報の取扱いの委託について、質問等がござい ましたらお願いいたします。

委員 ちょっと初歩的なことで、確認の意味で伺いたいんですけれども、取扱いの委託の関係で、24ページから25ページ、それから、先ほども紹介があった29ページの別紙2、修正版たたき台、それから、31ページの参考1、マニュアル処理と電算処理の場合の外部委託基準のところなんですが、24ページに再委託の原則禁止に関する事項という項目があります。

ところで、25ページには、24ページの後段からつながっている文章ですけれども、「委託先を通じて又は委託元自らが上記(3)の措置を実施する」以降に「再々委託を行う場合以降も同様とする」という文言規定があります。原則は再委託は禁止となっているわけですけれども、ここであえて再々委託を行う場合を想定しています。どういう状況を想定しているのか説明いただけたらと思います。

区政情報係長 こちらは国の指針を横引きさせていただいているものでございます。ちょっと想像の域を脱しない部分もあるかもしれないんですけれども、以前ですと、委託をしておしまいということが往々にしてあったと過去の職員から聴いております。ただし、現在は、委託をする中で、システム構築を一部事業者が行って、違う事業者が委託の内容を行うということで、委託をして、再委託、再々委託が頻繁に生じているということはあっ

て、世田谷の中でもあります。そういった場合につきましては、再委託を縛るだけではなくて、再々委託も基本渡すものは同じ、個人情報を取り扱っていただくことは同じですので、昨今増えていると思われます再々委託につきましても、その部分はしっかり守るべきだと考えて、国は定めているものだと思います。ですので、今までは再委託の禁止ということが多かったと思うんですけれども、再委託の禁止で終わって、トカゲの尻尾ではないですけれども、再々委託をする場合につきましては責任を持てないということになってしまうと非常によろしくないことから、それ以降の部分につきましても、同様の責務があるんですよということを国は定めていて、自治体に求めているものだと考えております。

事務局からは以上でございます。

- 委員 今回、損害賠償に関する規定が新しく盛り込まれたということなんですが、今回いただいた資料だと、まず第1点目、30ページの15に損害賠償に関する項目が上がっていて、それからもう一つ、38ページの38でも損害賠償に関する項目が上がっています。2つを見比べてみると、前者は法令違反も入っていますが、38ページの後者は法令違反は特に入っていないですが、これは何か理由があるんですか。
- 区政情報係長 委員におっしゃっていただいた30ページは、29ページから始まる個人情報を取り扱う業務委託の特記事項でございまして、現在はシステム等々を使わない場合のマニュアル処理でこの特記事項をつくっておりまして、15につきましては、今まさに契約となると、盛り込んでいないところでございました。今回、国から追記すべしということがありましたので、追記させていただいたというのが正直なところです。

一方で、38ページにつきましては、33ページから始まる電算処理の業務委託契約の特記事項ということで、一部分に38ページの38の損害賠償がございます。こちらは電算処理の関係の損害賠償ということで、現行のものを載せておりまして、マニュアルの特記は区政情報課でやっているんですけれども、電算の部分につきましては、DX推進担当課の御意見も聴きながらになってきますので、文言のすり合わせは今後検討が必須になっております。現状としましては、29ページ、30ページの修正版たたき台が我々の案でございまして、33ページは、あえて「現行」と書かせていただいていますが、現状のものということで、今後、詳細な事務レベルの修正が入っていくということが想定されていますが、現行のものを併せてお示ししております。ですので、33ページから始まる電算特記につきましても、今後、システムの関係の会議が別にありますので、セキュリティの専門の方々の御意見をいただきながら、改定していくということも一部想定しております。

今のことが事務局の認識でございます。

委員 ありがとうございました。

それで、損害賠償について理解が確立しているのであれば御教示いただきたいと思うんですが、委託先で情報漏えいがありましたと。情報管理が十分なっていなかったというのが理由だというときに、個人情報の担い手は、委託先に対してのみ損害賠償請求という話になるんですか。それとも、世田谷区についても損害賠償請求先になるんですか。その場合の根拠条文は何になるんだろうかと。特に法律第66条を見ると、指定管理者なんかも上がってきていますけれども、指定管理者の場合と同じような法律関係で、そこを捉えるとすると、委託先と世田谷区の関係が、損害賠償請求を考える上では内部関係みたいな構成があり得て、そのあたりの理解は一体どういうふうにされた上で、こういった損害賠償に関する項目が設けられたのかというのが疑問ということで発言させていただきました。いかがでしょうか。

区政情報係長 結論から申し上げますと、細かい論理構成は構築し切れていないというのが 正直なところです。国の中では、その部分を設けるべきということがありましたので、記 載させていただいているとおりでございます。実際には、来年4月以降、そういったこと が起こった場合は、損害賠償できるかどうかということも踏まえながら、弁護士の方です とか個情委にも聴きながら、国が負担すべき部分はどうなのか、全額委託先なのかみたい なところにも個別具体に対応しながら、賠償請求するかどうかを検討していくことになろ うかと思っておりますが、国も言っていますので、こういったものを入れさせていただい て、適正な委託、再委託、再々委託を委託先にやらせるときの抑止力の一つになるのでは ないかと考えてございます。

委員 そうすると、このあたりの細かい法律関係は、今後の解釈に委ねるということですか。

区政情報係長 正直申し上げますと、そういったところの認識でございます。

委員 承知しました。ありがとうございました。

- 委員長 - そのほかに御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

この件につきましては、大変ボリュームが多いところでございますけれども、方向性は 了承するということでよろしいでしょうか。 特に電算処理の関係については、DX 推進担当課や関係各課とのすり合わせで内容を詰めていかなきゃいけない部分が多くあろ うかと思いますので、すり合わせが終わった段階で全体像を示していただく必要も出てく るかと思います。この方向性は了解ということでよろしいでしょうか。

委員 全体としては、これでいいかなと思っていますが、全体の構成を分かりやすくお示しいただいたほうがいいのかなという気もするんです。大まかな理解で言うならば、法、条例があって、その下に管理基準がぶら下がっていて、管理基準の下に審査基準があって、さらにその下に特記事項があるという流れになるんじゃないかと思うんですが、その審査基準には、大きく外部委託と目的外利用と外部提供の3つがぶら下がっていると。それと並行しながらかどうかは分かりませんが、外部委託基準と業務委託基準がありますけれども、そういう流れが、ポンチ絵じゃないですけれども、見えていたほうが、今回、いろいろ出していただいたルールがより見えやすくなるんじゃないのかなという気もしています。

また、さっき別議論になった内規の問題についても、今の縦の流れとは別に、法、条例から横に内規が存在していて、今のところ、それは死者の扱いだけなんでしょうかね。ほかにあるんだったらば、それもあるのかもしれませんが、そういうものが存在しますよという。いわゆる外部に公表するものについての全体像が見えると、今回お示しいただいたものの全体がよりきちっと理解できるかなと思うんですけれども、その辺は簡単につくっていただけますでしょうか。あるいは、今、私が言った理解がそもそも違っていたらというところもあるんですけれども、いかがなものでしょうか。

- 区政情報課長 ただいまお話をいただいた件は、我々も職員に周知したりとか、もしくは、 区民の方に見ていただく視点を含めた中では、非常に大事な観点かと思います。今、具体 的なイメージをお示しいただきましたので、ポンチ絵のような全体像が分かる資料を至急 準備して、整理をしたいと考えております。貴重な御提案ありがとうございます。
- 委員長 それでは、全体像の構成のところをひとつ整理していただくということと、先ほど申し上げましたように、業務委託の特記事項のところのすり合わせをしていただいて、また全体像を示していただくということでよろしいでしょうか。 それでは、議事を進めてまいります。

外部委託等の審査基準(案)

委員長 続きまして、外部委託等の審査基準 (案)について、事務局より説明をお願いいた します。

区政情報係長 事務局から継続して説明をさせていただければと思います。

資料No.6をお開きいただければと思います。40ページから42ページまでになってございます。外部委託、目的外利用、外部提供と 委員におっしゃっていただいたとおり、3件の審査基準を現状の案としてお載せしているところでございます。

まず、40ページ、外部委託でございます。個人情報の外部委託をする際には、この審査 基準に全項目適合することが確認できた場合にのみ可能ということで、1つでも欠けた場合は駄目だとしております。また、外部委託を実施する際には、事前に個人情報保護管理者、各課長になります、この課長の決裁後、総括個人情報保護管理者宛て報告が必要ですということで、先ほどの保護管理基準の内容を一部使わせていただいているところでございます。

注意事項としましては、先ほどの国の説明の中でもありましたけれども、委託は、契約の形態・種類を問わず、区として行う業務を外部に取り扱わせることをいいます。委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合で、委託先が個人情報の不適切な取扱いを行ったときは、区の法違反と判断されることもありますので、慎重な確認が必要ですと促しているところでございます。

続きまして、委託の内容は、今までは審議会の中で様々細かく所管課のほうで書いて、 私たちがチェックさせていただいていましたけれども、端的にどういうふうな内容を委託 するのかということを書いてもらう予定にしております。

チェック項目1つ目、委託先の個人情報の保護管理体制が外部委託基準を満たして、委託に伴って付される条件が適切か。別票と書いてありますけれども、別票が間に合いませんでした。別票の中では、かなり細かく記載する予定にしております。別票に基づき確認し、全項目適合することが必須です。ですので、別票の中では、実際の特記事項の一つ一つを書かせていただいて、チェックさせるですとか、そういったことをかなり細かくやろうとは思っております。

チェック項目 2 つ目、委託に伴って取り扱われる個人情報の項目、範囲は必要最小限の ものかということで、全てがよいというわけではありませんので、先ほどの基準と同様 に、必要最小限のことを基準の中でうたっているところです。項目を具体的に記載してい ただいて、これが最小限かどうかということで点検してもらいます。

米印がございますが、個人情報ファイル簿を作成させていただく予定でございますので、こちらの事業の場合は、ファイル簿名とファイル番号ということで、これは事務的なものになりますけれども、書いていただきながら、一元的な対応をしたいと事務局では考

えております。

チェック項目3つ目、取り扱う項目に要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報が含まれているかということで、該当性判断をここですることにしております。こちらに基づきまして、国に報告する内容もチェックできますので、ぜひ求めたいと思っております。

確認年月日、個人情報保護管理者の部名、課名、名前、また、担当の方の係名、担当者 名、連絡先を書いてもらうという想定を現段階ではしております。

2点目に移らせていただきます。41ページ、目的外利用の審査基準でございます。個人情報について目的外利用をする際には、この審査基準に全項目適合することが確認できた場合にのみ可能です。「また」以降も、基本的には40ページと同様になりますので、割愛をさせていただきますが、こちらの審査基準を守ってくださいと冒頭に書いております。

注意事項及び確認すべき観点ということで、アスタリスク1つ目、今まで目的外利用ということで、様々実施機関と共に歩んでまいりましたけれども、今回、利用という概念が今の運用と若干異なりますので、あえて書かせていただいております。利用とは、保有している個人情報を実施機関の中で別の目的で利用することです。区長部局ですとか教育委員会ですとか監査委員ですとかそういうことになりますので、実施機関の中で使う場合で、別の目的の場合の利用ですとうたっております。

アスタリスク2つ目、これは審議会の審議のポイントを横引きさせていただいておりますが、事務の効率性のみを優先していないか。事務の効率性のみを優先して、区民の利益等を考えていないということがないようにと審議会からも教えていただいていますので、追加させていただいております。

アスタリスク3つ目、区民のプライバシーの権利を守る視点が確保されているか。これは2つ目とも相通ずる部分がありますけれども、行政の執行のみを効率化させていくことで、区民をないがしろにしないことを求められていると思っておりますので、区民のプライバシー権利が具体的に確保されているかということをチェックさせたいと思っております。

アスタリスク4つ目、利用できる法令上の規定があっても、利用させることが義務付けられるわけではない。安易な利用を行わないよう、法令の趣旨に沿って利用の可否を検討すること。先ほどの基準で書いていた内容をここでも持ってきております。

最後のアスタリスク、法令に直接規定されていない目的外利用については、本人又は第 三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は、利用することができない。その上 で、本人同意を得た場合を除き、相当の理由又は特別な理由が必要だということでございます。

次に、利用課・利用課での利用目的は、ぜひ把握しておきたいということがありますので、具体的に書かせたいと思い、この項目を立てております。

次のチェック項目です。目的外利用の必要性(理由)に相当性があるか。法第69条に基づき、利用できる理由としてのいずれか該当する項目に丸印をつけるとしております。これだけ見ても、かなり分かりづらい部分があるかと思いますので、別票で条文をつけながら、チェックさせる予定にしておりますけれども、資料集がおありであれば、69条を横で見ていただければと思います。第69条第1項で「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とございます。第2項で、前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは利用、提供できますという立てつけになってございます。69条1項で「法令に基づく場合を除き」とございますので、法令での利用、提供の場合は1項になると考えております。

次の第2項第1号該当ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、69条2項、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは利用、提供できますの各号です。「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」が1号でございます。

続きまして、第2項第2号該当におきましては、「行政機関等が法令の定める所掌事務 又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個 人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」とございます。相当の理由がか なり抽象的な部分がありまして、国の事務対応ガイドの中では、例示は一定程度あります ので、現在、事務局で考えておりますのは、別票で国が定めます例示と条文をつけなが ら、該当性判断を所管課でやっていただきますが、ただ、正直、なかなか分からない部分 は4月以降あると思いますので、そのときは区政情報課にお寄せいただいて、まとめて国 の個人情報保護委員会に照会をかけて助言を求めるということを現実的には想定してござ います。

次のチェック項目でございます。利用に伴って取り扱われる個人情報の項目、範囲は必要最小限のものかということで、委託と同様です。ファイル簿につきましても、40ページの委託と同様です。要配慮個人情報、条例要配慮個人情報、確認年月日以降も同様と想定してございます。

続きまして、42ページにお移りいただければと存じます。外部提供の審査基準でございます。前段の部分につきましては、同様の書き方をしております。

注意事項及び確認すべき観点を御覧いただければと思います。アスタリスク1つ目、提供とは、保有している個人情報を実施機関の外部へ提供することです。今までは区から離れていく場合を外部提供と言っておりましたけれども、今回、実施機関単位での方向性になっていますので、実施機関の外へ提供する場合は、区長部局から教育委員会に行く場合も提供となってまいりますので、必ずしも外部の業者さんとかに行くわけではないということで、広い意味の概念になっております。

アスタリスク2つ目、区民のプライバシーの権利を守る視点が確保されているか。

アスタリスク3つ目、安易な提供の注意義務。先ほどの目的外利用と同様の記載をさせていただいております。

アスタリスク4つ目、提供先での利用目的も書かせていただいて、具体的に把握したい ところです。

続きまして、チェック項目1つ目、外部提供する理由は妥当であるかということで、第69条第1項、第2項第1号、第2項第3号、第2項第4号に該当するか書かせる予定にしております。

1つ目、第1項該当につきましては、先ほどの目的外利用と同様に、法令で提供する場合は第69条第1項で読めます。

第2項第1号該当につきましては、先ほどの目的外利用と同じでございますけれども、 本人同意、本人提供の場合でございます。

第2項第3号につきましては、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」ということで、該当する場合は提供できます。同様に、「相当の理由」というマジックワードが出ますので、その部分は例示を挙げながら、国のほうにも照会をかけながらになるのかなと現実的には思っております。

第2項第4号該当につきましては、「前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は 学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明 らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由が あるとき。」です。こちらは第2号と第3号の相当の理由を上回るような厳格性が求められており、「特別の理由があるとき」とございます。第2項第4号につきましては、3つの事柄がございますけれども、こちらに該当する場合は提供可能となっております。

ただし、条文だけ見ても、各所管課は混乱するだけだと思いますので、先ほど申し上げたとおり、例示を一定程度出させていただき、判断してもらいながら、不明な点があれば、区政情報課に一旦お寄せいただいて、国のほうに照会をかけていくということを想定しております。

「法第69条第2項第3号・第4号の場合は、書面が必要になる場合があるので注意」というのは、細かい部分がありますけれども、そういったことも条文上はございます。

2つ目のチェック項目、提供先での個人情報の保護管理体制は十分か、提供に当たっての条件は何か、提供した個人情報の利用についての制限を相手方に付しているかでございます。

次のチェック項目です。提供する個人情報の項目、範囲は最小限のものかです。こちらは目的外利用と同様の書き方にしております。

個人情報ファイル簿につきましても同様で、要配慮個人情報、条例要配慮個人情報、確認年月日以下の部分につきましても、同じ考え方で書かせていただいてございます。

資料が行ったり来たりで恐縮でしたけれども、資料No.6、外部委託等の審査基準 (案)につきまして、事務局からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 委員長 - それでは、ただいまの件につきまして、御質問などはございますでしょうか。

委員 大きな流れなんですけれども、これは担当課からどこに提出されるものになるんでしょうか。今で言うならば、区政情報課に提出されるという関係なのでしょうか。

区政情報係長 第1回小委員会資料の7ページ、個人情報保護管理委員会、先ほど 委員 から御質問いただいた部分で回答において使わせていただいたところでありますけれど も、役割は3点あります。1点目は、個別事案の確認、まさにこちらです。委託ですと か、提供、利用の関係の個別事案の確認につきましては、細則(審査基準)に基づきまして、個人情報保護管理者(各所管課長)が実施し、基準に適合している旨を区政情報課長 宛て報告する。区政情報課長は、各個別案件を受け取りまして、区の中の個人情報保護管理委員会に報告して、審議会にも定期的に報告するということになっておりますので、事務作業的には、各課がしっかり見ていきながら、区政情報課に集まってくるという想定を

今しております。

委員 ありがとうございます。

そうなると、先ほど議論した個人情報保護管理者が各担当課長になるという立てつけなものですから、これまでのような状況からすると、情報を取り扱う課の課長がオーケーするという構造自体が本当にチェックになるんだろうかということをどうも疑問に思わざるを得ないというか、その辺はどういうふうに考えればいいんでしょうか。要するに、これまでの審議会がやってきたチェックが利くかどうかという話ですけれども、これまでだと、審議会に出てくる段階で、当然、課長レベルまで稟議が回って、了解された上で、区政情報課の一定のチェックを受けて、審議会に出てきているわけですけれども、審議会のチェックに該当するものがどの段階で働くのかというのがイメージとして湧きづらいんですけれども、どういうふうに考えればいいんでしょうか。

- 区政情報係長 こちらは今回の改正法で一番重要な部分といいますか、大きい部分だと私たちも思っております。国の中で、事前の審議会のチェックですとか、区政情報課のような取りまとめのところが審査をしていくというのは、実際、条文になかったとしても駄目だということがありますので、区政情報課で確認できれば一番いいんですけれども、それができないというところがございます。ですので、今、作成途中ではありますけれども、審査基準をより分かりやすく、別票もつくりながら、所管課にも周知徹底をしながら、チェックしてもらいながら、責任を持ってやっていただくしかないという考えでございます。ですので、事前チェックができなくなりますので、各課の中でのしっかりとした、責任を持った対応が求められますので、資料No.6ですと個人情報保護管理者が担当者までしっかり責任の所在を得ながら、チェックしてもらうということを想定してございます。ですので、事前の審査がなかなか難しくなる状況があるということを御理解いただければと思います。
- 委員 その仕組み自体というか、方向性自体は理解しているんですけれども、そもそもならば話が戻っていくんですけれども、例えば個人情報保護管理者を担当部署の課長にするのがいいのかどうかという話になってくるような気もするんです。例えば、そうしろという意味じゃありませんけれども、区政情報課に個人情報保護管理者を置けば、当然、そこでチェックができるわけですし、何かうまい具合の仕組みをつくらないと、担当部署でチェックをしなさいといっても、それが問題だから、これまで審議会があったわけですので、今のままだと、すごく分かりやすい例で言うと、どの項目の場合も最小限のものかとなっ

ていますけれども、最小限かどうかをどこかで確認する必要があるわけですよね。その最小限のチェックを担当課に任せてしまうというのはなかなか難しくて、もしそれをどうしても担当課でやらなきゃいけないんだったら、最小限のものかという部分をもう少し、例えば外部提供で言うならば、現行のものにプラスアルファがあるのかどうか、そういう具体的なことを書かせるとか、何か方法を考えないと、このままでは審査チェックにはならないような気もするんですけれども、いかがなものでしょうか。

区政情報課長 今、 委員がおっしゃっている部分は、ある意味では本当に肝となる部分だと承知しております。本日、別票を具体的にお示ししていないので、ちょっとイメージとして伝わりにくかったかなと考えているところであります。申し訳ないですけれども、例えば、取り扱う個人情報の項目、範囲は必要最小限になっているかというところは、今までも審議会でもよく視点として見ていただいた大事なところだと考えております。場合によっては個人情報ファイル簿をあらかじめ作成しておきますので、そこに規定しているものと原則は同一だと思っています。個人情報ファイル簿の新規のものについて、我々も一定の内容については取りまとめて、定期的に審議会に御報告することは考えておりますので、そうした中でも、特に新規については慎重に確認するという。事後的なチェックはありますけれども、先ほど様々な観点から見ていただきました世田谷区個人情報保護管理基準の各項目に従って、個人情報の外部委託の基準とか特記事項を詳細な、かなり項目数が多いチェックリストという形で別表を作成するということにしておりまして、その項目に全て適合するということを前提としております。

むしろ所管からは、全部チェックできなかったらどうするんだという声もあらかじめいただいているところもありまして、今までは一つ一つの全部のチェックリストみたいな形は設けておらず、我々の積み重ねの経験値の中でやり取りをしておりました。そういったものを全て今回のチェックリストに盛り込むことを考えておりますので、いわゆるグリップが利くというか、所管課としてもチェックをし、きちんとやってもらえるように、私どもとしても働きかけていかなくてはいけないと考えております。

委員 分かりました。では、別票を併せて確認していきたいと思います。

全然別の話なんですけれども、今、3項目、外部委託、目的外利用、外部提供と審査基準がつくられているわけです。これまでの審議会のチェック項目だと、もう一つは電算化と回線結合があったわけですけれども、これに関して、今後はどういうふうにしていく予定になっているんでしょうか。

区政情報係長 審査基準ですけれども、今、3パターンお示ししていまして、委託、提供、利用というところでございます。法に基づく部分にしっかり適合、照合させると、この3つかというところで載せさせていただいております。それ以外の会長がおっしゃっていただいた回線結合ですとか、場合によっては電子計算機への記録ですとか、本人外収集ですとか、ほかに審議会事項は様々ございました。改正等の枠組みでは、そのフォローはなくなっておりますので、現時点だと審査基準が3つかと考えておりますが、その部分を、改正法だとこうなので、何条を見てくださいというものをつくるかどうかというのは検討かなと思っております。

委員 先ほどの 委員の発言との関わりもあるんですが、事業企画をする、提案をしていく、あるいは、実際にこの基準に照らして見て、適合性があるかどうかを判断する、それが、個人情報の管理者ですから、課長のところ、課のところで行われるよと。ただ、これは先ほども説明がありましたように、第1回小委員会資料の7ページに、個別事案の確認は基準に適合している旨を区政情報課長宛てに報告する。次に、区政情報課長は各個別事案の内容等を集約し、個人情報保護管理委員会へ報告するとともに、審議会に定期的に報告する。いずれも個人情報保護管理委員会に報告、審議会に報告する。報告で、もともと出発点である基準に照らして見て、基準に適合している。それ自体の手続は非常に厳密に行われると思われますけれども、基準に適合している。それ自体の手続は非常に厳密に行われると思われますけれども、基準に適合していると判断をしたことが果たして正確なのか、適正なのか。それを今までは審議会が事前に個別案件ごとにチェックをし、場合によっては質問という形で展開もできたわけですが、それが報告という形だけになってしまうというのは、実効性の担保のところではなかなか厳しいかなという印象を強く持っています。

その上で、せっかく設けられる個人情報保護管理委員会は、恐らく個人情報管理に関する総括管理者が招集することになるんでしょうから、招集する段階で保護管理委員会なるものが単に報告を受けるだけではなくて、報告を受けた段階で、それに対して一定の差戻しなり、一定の問題提起なりの仕組みは当然考えられておられるのかどうか、そこを確認しておきたい。

それから、先ほど 委員からもお話があった回線結合、オンライン結合の問題は、世田谷区個人情報保護条例ができた当時から議論もあってつくられた経過がありますので、 法が想定していないよということで、3パターン以外には示されていないわけですけれど も、オンライン問題については、情報の即時な閲覧の関係とか、一元的に管理をされる方 向に持っていく懸念もありますので、そこのところの何らかの基準は、まさに3つの基本 方針に照らして見た場合には、やっぱりきちんと世田谷区としては定めることが適切では ないかなと思います。これはあくまでも意見ですけれども、申し上げておきたいと思いま す。

では、前段のほうは質問ですので、お願いをしたいと思います。

- 区政情報課長 今お話をいただいたところにつきましては、現時点においての案ということでの報告を求めていく、それで所管は実施するとしておりまして、もし明らかなチェック漏れとか、何か不備があった場合については、我々から点検する中で確認等をする場合はあると思うんですけれども、そこで何か急に事業ができなくなることがないようにという意味では、きちんと事前のチェックをいかにできるようにしていくか、そこがある意味では重要かと考えております。先ほどの話に戻って、繰り返しになってしまいますけれども、別票のチェックリストに基づいて、それがきちんと適合しているかということであったり、まとめて審議会で御報告した内容の中で、チェックリストでこういうふうな対応をされているけれども、チェックリストを見直すべきじゃないか、そういった意味でのブラッシュアップ等が必要になることはあるかと思うんです。けれども、そこで直ちに所管の事業を中止しなさいということを我々が想定することは、現在、難しいかなと考えております。
- 委員長 基本的にチェックリストが今までの審議会の事前チェックという面が入ってきていると思うので、チェックリストの客観性をいかに担保できるようなチェック内容になってくるかということになるんでしょうか。
- 区政情報課長 今、委員長がまとめていただいたところだと考えてございます。
- 委員長 そこは今後詳細を詰めていただくという形になるんだろうと思いますけれども。 あと、回線結合等については、別の基準をつくるというか、この中に入れ込む可能性は あり得るんですか。
- 区政情報課長 回線結合に特化してというところは難しいと思っているんですけれども、区において回線結合を取るようなケースは委託が多いと考えております。外部委託の基準の中には、先ほど申し上げた別票の中には、回線結合に関わるような業務は多いかと思っております。そこはおおむねカバーできるかと思っておりますけれども、個別の利用契約みたいな形での回線結合という部分において、さらなる基準を別途設けるというのは、今の法令上の立てつけではなかなか難しい面があると考えておりまして、そこは私どもとして

も課題という認識はありますけれども、どのような形でできるのかというのは、改めて国 の個人情報保護委員会にも照会をしなくてはいけないと考えております。

- 委員長 そういう意味では、このチェックリストの中に入れる可能性はあり得るということでよろしいですか。そこは踏まえていただくということで。
- 区政情報課長 一定程度含めることは可能かと思いますけれども、回線結合という名称というか、今まで同様の何か制約するというか、そういう部分をあまり書き込むことはちょっと難しいかなと。条件の部分は書かせていただきたいと考えております。
- 委員長 いかがでしょうか。そのほかに質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、この件につきましては、一応、大枠として了承しますという形でよろしいでしょうか。今後、チェックリストの詳細等を決めることになってきて、いかに客観性を担保するかということになるかと思いますので、それが出来上がっていく段階で、また詳細を詰める必要が出てくる可能性はありますので、そこは審議会に今後ともお示ししていただいて、検討していくという形でよろしいでしょうか。 それでは、よろしいでしょうか。 議事を進めていきたいと思います。

開示請求手続の本人確認書類(案)

- 委員長 次に、開示請求手続の本人確認書類(案)について、事務局より説明をお願いいた します。
- 区政情報係長 すみません、間もなく12時を回ってしまいますけれども、もうしばらくお付き合いをいただければと思います。

資料No.7、開示請求手続の本人確認書類(案)を今回お示しさせていただいております。

43ページからスタートしておりまして、48ページまで案を考えております。49ページから最後の61ページまでが、事務対応ガイドで抜粋されております本人確認の部分を付け加えさせていただいておりますので、こちらも併せて御確認をいただければと思っております。

本人確認書類なんですけれども、以前の小委員会でしたか、本人確認書類の具体性を持った事務対応ガイドが出ましたので、こちらの密室性といいますか、そういったところを確認させていただいたところ、かなり厳重に国は考えています、という重要な御意見を承っていたところでございます。答申の中では、本人確認書類をしっかり確認しながらやっ

ていきましょうと書いていただいたところでございます。事務対応ガイドの49ページ以降になりますが、条文解釈が書かれておりまして、こちらを基に、54ページの中頃から表1が始まります。政令第22条の規定に基づき提示又は提出を求める本人確認書類(例)がございますので、国が政令で定めるものもあるんですけれども、自治体の長が定めることも一定程度できますので、こちらを参考例としながら、自治体が定めるべきという立てつけになっておりますので、今回、我々事務局のほうで考えさせていただいたものを提示させていただく次第でございます。

43ページにお戻りいただければと思います。第1の方針でございます。国が示しました 事務対応ガイドを参考とさせていただきながら、現行の個人情報保護条例施行規則の内容 も加味しまして、作成いたしました。以下、本方針における主な具体的内容について挙げ させていただければと思っております。

2 点書いております。まず、改正個人情報保護法におきましては、開示請求時に確認する本人確認書類につきまして、原則として開示請求書に記載されている請求者の氏名、住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されていることを求めているため、この方針を採用したいというところです。次に、なりすましが特に懸念される任意代理人の請求が始まります。正確に言いますと、任意代理人の請求は世田谷でも一部やっておりまして、保有特定個人情報の部分につきましては、法令と合わせながら、任意代理人を認めてはいるんですけれども、通常の開示請求は法定代理人と本人という立てつけにしておりますので、任意代理人の規定をこちらでも使いたいということです。現行の個人情報保護条例施行規則第10条におきましては、特定個人情報、マイナンバーにおける任意代理人による開示請求の場合に、委任者本人の実印を押印した委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書を要求していることから、これを継続し、引き続き厳格な対応を行う方針を採用すると掲げております。

では、具体的な内容に入ってまいります。第2、各請求における本人確認書類でございます。こちらは3パターン、本人による開示請求、法定代理人による開示請求、任意代理人による開示請求がございます。

まず、1、本人による開示請求の場合でございます。(1)窓口請求、(2)郵送請求と ありますが、ほかも同様の記載の方法をしておりますので、御承知おきください。

(1)窓口請求でございます。政令第22条で定めておりますこちらと、事務対応ガイド に記載されている書類につきましては、こういったものを想定しているところです。具体 的には、54ページ、先ほど申し上げました表 1 にございまして、例として上がっています。こちらを使いながら、私たちのほうで構築しているんですけれども、(1)本人による開示請求の場合のア、窓口に来所して開示請求ということで、本人確認書類を様々書いております。55ページに移りますと、上段、「以上は政令第22条第 1 項第 1 号に通常該当する書類」ということです。そして、上記書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合は、自治体の長が定めることができるというのが第22条第 1 項第 2 号にございますので、例示として今上がっているところになっております。

こちらの内容を鑑みながら、世田谷の場合という現状に即しながら書いたものは、旅券 以降となっております。この中で、なかなか読み切れない部分があるかもしれないという ことがございましたので、「その他官公署から個人に対して発行される証明書」と記載を させていただいております。必要書類数は1点を想定しております。

おめくりいただきまして、44ページ、本人請求の(2)郵送請求でございます。2点ありまして、1点目は、上記1(1)の書類の複写物ということで、本人確認書類の複写物でございます。2点目は、住民票の写し(30日以内に作成されたもの。複写物は認められない。)ということでございます。具体的には、55ページの最後のほうに、イ、開示請求書を送付して開示請求とございますが、()と()を使わせていただいている仕組みにしております。

続きまして、45ページにお移りください。2、法定代理人による開示請求でございます。(1)窓口請求は、法定代理人が個人の場合と法人の場合と分けておりまして、まず、個人の場合につきましては、上記1(1)の書類ですので、本人確認書類を提示させたい。また、法定代理人の資格を証明する戸籍謄本等の証明書、いずれも30日以内に作成されたもの、複写は認められないということで、国が示す基準と同じにしております。詳細は、56ページの(2)に書いてございます。

法定代理人が法人の場合は、上記1(1)の書類、プラス、法定代理人の資格を証明する戸籍謄本等、プラス、法人の印鑑証明書及びそれにより証明される印が押された担当者への委任状を想定しております。こちらにつきましては、国のほうで法人の場合をうたっておりまして、そちらを使わせていただいている部分になってございます。58ページから最後まで注意書きが入っているんですけれども、法人の場合ですと、60ページの注12ですとか、そういったところも参考にさせていただいています。具体的には、61ページの注12のを参考に、世田谷バージョンとして構築している状況でございます。

(2)郵送請求に移ります。法定代理人が個人の場合は、先ほどの本人確認書類は郵送できますので、複写物。住民票の写し(30日以内に作成されたもの。複写物は認められない。)。個人の法定代理人になりますので、先ほどと同様に、戸籍謄本等の証明を求めたいと思っております。

おめくりいただきまして、46ページでございます。法定代理人が法人の場合ということで、1点目、2点目、3点目は先ほどと同様でして、4点目が法人の登記事項証明書(30日以内に作成されたもの。複写物は認められない。)とございます。こちらにつきましては、先ほど説明しました国の事務対応ガイドの抜粋、60ページ、61ページの注12の 送付請求の場合がございますので、こちらを参考に4点目を事務局で付け加えさせていただいているところでございます。

最後に、47ページ、3、任意代理人による開示請求でございます。(1)窓口請求です。任意代理人が個人の場合につきましては、本人確認書類、委任者本人の実印を押印した委任状(30日以内に作成されたもの。複写物は認められない。)、当該実印に係る印鑑登録証明書(30日以内に作成されたもの。複写物は認められない。)を求めたいところでございます。こちらにつきましては、区の施行規則がございますけれども、先ほど申し上げましたマイナンバーの場合は任意代理人を認めていますので、そういった厳格性を保って受け付けておりますので、こちらも使わせていただきながら、任意代理人の請求を厳密にしていきたいと考えております。

任意代理人が法人の場合です。1点目、2点目、3点目は、個人の場合と同様です。4 点目は法人の印鑑証明書及びそれにより証明される印が押された担当者への委任状という ことで、先ほどの法人の部分を使わせていただいております。

(2)郵送請求でございます。任意代理人が個人の場合ですが、本人確認書類の複写物、住民票の写し、委任者本人の実印を押印した委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書の4点を求めます。先ほどの3(1)との相違点につきましては、住民票の部分が違います。

48ページにお移りいただければと思います。任意代理人が法人の場合ですが、本人確認書類の複写物、委任者本人の実印を押印した委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書、法人の印鑑証明書等、法人の登記事項証明書ということで、5点を求めたいと考えてございます。

長くなってしまいましたけれども、資料No.7、開示請求手続の本人確認書類(案)は

以上でございます。

国の考え方と現状の区の個人情報保護条例の規則の本人確認書類の内容を鑑みながら、 案を作成させていただいたところでございます。

それでは、資料No.7の審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、ただいまの件につきまして、質問などはありますでしょうか。よろしい でしょうか。 それでは、この件については了承とします。

その他

委員長 次に、その他について、事務局から何かあればお願いいたします。

区政情報課長 時間も過ぎておりますので、手短にやらせていただきます。

1点だけございます。口頭での御報告にさせていただきますけれども、国の個人情報保護委員会に、区では、政令において作成及び公表の対象とされていない1,000人未満のものについても、個人情報ファイル簿を作成及び公表することを予定しているということで、それを規則又は要綱で規定しても問題ないでしょうかといった照会をしたところです。国の個人情報保護委員会の回答といたしましては、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイル簿を作成、公表する場合は、法第75条第5項に基づき、条例で定めるところにより、作成、公表することとした、個人情報保有に関する事項を記載した帳簿として位置付けられるとのことで、条例に定める必要があるとの回答がございました。したがいまして、条例素案に追記する必要が生じましたので、御報告するものでございます。

説明は以上でございます。

委員長 この件につきまして、質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。 了承といたします。

最後に、事務局より何かほかに報告があればお願いいたします。

区政情報課長 本日も長時間にわたり慎重に御審議いただきまして、大変ありがとうございました。前回と2回にわたりまして小委員会で御審議いただきましたけれども、宿題の部分につきましては、急ぎ内容を詰めて、メール等で御報告したいと考えております。本日示したボリュームが大きかったというところもあるでしょうから、場合によりましては、仮ですけれども、1週間ぐらいの間、委員の皆様に見ていただいて、例えば来週、1週間後の11月15日火曜日までに事務局区政情報課宛てにメール等で、様式は自由として、御質問を寄せていただければと思います。その上で私どもから回答を皆様にお返しするような

形で、最終的にはできれば委員長に一任、取りまとめという形とさせていただきたいと考えております。そうした手順を踏みながら、11月末までには小委員会報告書という形式で取りまとめていただきたいと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

委員長 いかがでしょうか。小委員会報告書の取りまとめということで、1週間後をめど、11月15日までに意見をいただきながら、メール等でまずは調整をさせていただくということになります。よろしいでしょうか。 引き続き御協力のほど、よろしくお願いいたします。

そのほかに何かございますでしょうか。

3.閉 会

委員長 以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。